

エ 小括

したがって、通し番号1-117の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(1)に掲げた部分については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の情報（後記2(2)に掲げた部分）は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-117の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-117の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-117の文書の不開示部分に記載されている情報に係るもののうち、次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に係る部分)は、適法である。

- (1) a 不開示部分①から不開示部分⑤まで、不開示部分⑦、不開示部分⑧、不開示部分⑬、不開示部分⑭、不開示部分⑱及び不開示部分⑲
- b 不開示部分⑨、不開示部分⑮及び不開示部分⑯
- (2) 不開示部分⑥、不開示部分⑩から不開示部分⑫まで及び不開示部分⑰

(別紙5) 通し番号1-118

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-118の文書(文書1234)は、次の内部文書等によって構成されている。

- (1) 外務省アジア局第二課が作成した「国会に於ける在外財産補償に関する政府答弁等」と題する文書
- (2) 外務省アジア局が作成した昭和33年2月18日付け「日韓関係疑問解答」と題する文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月2日付け「衆議院外務委員会の日韓会談に関する資料要求の件」と題する文書
- (4) 大蔵省が作成した「戦時中の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について」と題する文書
- (5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年3月20日付け「旧在韓日本財産の総額に関する国会答弁の件」と題する文書
- (6) 外務省が作成した「日韓問題に関する江崎真澄議員(自民党)の質問に対する回答」と題する文書
- (7) 「日韓諸協定批准国会における在朝鮮日本財産に関する答弁資料(案)」と題する文書

2 通し番号1-118の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 30ページ(-30-)5文字分、31ページ(-31-)1行目から2行目まで(以下「不開示部分①」という。)

これは、上記1(4)の文書中にあり、前者は大蔵省が算出した朝鮮地域関係の私有財産額の具体的金額、後者は財産権の評価基準についての具体的な評価がそれぞれ記録されている。

- ② 33ページ（－33－）欄外上の約4行分，35ページ（－35－）5行目の5文字分，6行目の5文字分（以下「不開示部分②」という。）

これは，上記1(5)の文書中にあり，衆議院外務委員会における質問に対して想定した答弁案として具体的な金額が記録されている。

- ③ 42ページ（－42－）5行目から8行目まで（以下「不開示部分③」という。）

これは，上記1(6)の文書中にあり，「在韓日本財産の総額はいくらか。」との質問に対する回答として具体的な金額が記録されている。

- ④ 47ページ（－47－）左から2行目，同ページ最終行から48ページ（－48－）2行目まで，49ページ（－49－）右から1行目から2行目，同ページ左から2行目から50ページ（－49－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び51ページ（－50－）左から3行目まで，52ページ（－51－），54ページ（－53－），55ページ（－54－），56ページ（－55－）（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これは，いずれも上記1(7)の文書中にあり，「終戦当時の在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産について」に対する回答として，いずれも個別の請求権の見積りが記録されている。

(乙A265)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-118の文書の不開示部分に記録されている情報は，前提事実（各論）のとおりであり，現在，北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば，財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて，日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり，例えば，北朝鮮が，それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は国会答弁を予定して作成された資料であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-118の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A265）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(4)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 14衆 予 永末議員（民社）

（問2）戦時中の在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産について

（本質問は外務大臣に対するものであるが、外務省の答弁に関連

して大蔵大臣に対する質問がされる可能性がある」と認められるので、その事態に備えて作成したものである。特に右記の（注1）については、大蔵大臣に対する質問となる可能性が大である。）

終戦前朝鮮にあった日本財産については、政府としては、一部国有財産を除き、確実な資料を保持していなかったし、また、韓国政府も北鮮政府も戦後一切公表していないので、これを算定することはできない事情にある。

（注1）（上記答弁に関連して）「在外財産等報告書によって朝鮮地域の私有財産が分かるはずであるが、これを公表されたか。」と質問された場合は、次のとおり答える。

大蔵省が在外財産等報告書によって算出した朝鮮地域関係の私有財産は約■■■不開示部分①■■■となっているが、算出の基礎となった在外財産等報告書は、①終戦直後の混乱期における報告であってその内容について審査を経たものではないこと、②証拠資料の添付が皆無に近いこと、③財産額の評価の基準がまちまちで■■■不開示部分①■■■であること等の理由で客観度又は信憑度の低いものと認められたので、このような在外財産等報告書を基礎として算出された上記私有財産額も客観性又は信憑性の点で疑問があると考ええる。

（注2）（以下略）

b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(5)の文書中にあり、乙A265[-33-]上部の不開示部分は、決裁者のコメントに相当する部分であり、同[-35-]の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 3月17日の衆議院外務委員会において、松本七郎議員（社）より、旧在韓日本財産がどのくらいであったかについて政府より資料を提出するよう要求があり、これに対して、伊関アジア局長よりそのような資料を提出し得るかどうか大蔵省当局とも相談の上、次回（3月23日、24日頃の見込み）の委員会で返事したいと答弁した。（その際、松本議員は、次回には、大蔵省理財局長にも出席してもらおうつもりであると付言していた。）

2. 本件については、従来、省内（アジア局、条約局）大蔵省等の打合せにより「交渉中の問題に関連があるので答弁を差し控えたい」との態度をとることに、一応意見が一致していたものであるが、上記松本議員の質問につき、改めて、北東アジア課長と大蔵省理財局外債課長との間で打合せを行ったところ、大蔵省側としては、

イ) 請求権小委員会における対韓交渉上日本側の立場を著しく不利にする。（韓国側は、レルヴァント・クローズとの関連において、その八項目請求の内容を適宜換算して、日本側の数字を遙かに上回る数字を挙げてくるようになることはほぼ確実である。）

ロ) 大蔵省の現在もっている数字■■■■■の大部分（■■■■■以上）は、法人財産を評価したものであり、その評価方法には種々の問題があるので、（個人財産は個人の申告を基礎としたもので、比較的正確だが、全体のうちでは、小部分を占めるにすぎない）、このような数字を出せば、単に朝鮮の分に限らず、在外財産問題全体に重大な影響がある。

（以下略）

c. 不開示部分③

不開示部分③は、前提事実（各論）1(6)の文書中にあり、その前

後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 在韓日本財産の総額はいくらか。

在韓日本財産算定の基礎となるものとしては、1945年12月6日付けの在朝鮮合衆国軍政府法令第33号による在韓日本財産接收目録が最も適当と考え、かねてより、米国政府に対し、同資料提供方要請しているが、何分にも古い記録であるため、完備したものが得られない状況である。その他の資料としては、終戦後大蔵省において引揚者より提出させた在外財産の報告書があるが、これは個人の申告の金額自体にもおおざっぱな推定が加えられている上、全朝鮮に対する分であるため、韓国に関する分をどのように推定するかにも問題がある等、あまりにも推定の要素が大きすぎる。要するに、在韓日本財産の総額については、政府として引き続き鋭意検討中ではあるが、未だ正確な数字が出されていないというのが現在の状況である。

■■■不開示部分③■■■これは、当時決裂した日韓会談につき国民にその事情を分かりやすく説明するため、前記引揚者の申告を基にして全くの試算としてはじき出した一応の数字にすぎない。

d 不開示部分④

不開示部分④は、前提事実（各論）1(7)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(問) 終戦当時の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について。

- (1) 日本政府は在朝鮮日本財産の総額をいくらと評価しているか。
- (2) 終戦後朝鮮から引き揚げた個人及び法人から在朝鮮私有財産に関する報告書が提出されているので、その内容を明らかにせよ。

(3) 在朝鮮日本財産については米国政府より資料の提示があったと承知しているが、その内容を明らかにせよ。

(答) (1) 終戦当時朝鮮にあった日本財産については、日本政府としては、一部国有財産を除き、確実な資料を所持していなかったし、また、韓国政府も北朝鮮当局も戦後一切公表していないので、遺憾ながらこれについて権威のある評価額を提示することはできない事情にある。このことは終戦当時の混乱状況を回顧すれば真にやむを得なかったところであり、この点については国民全体の十分なる理解を期待したい。

(2) 大蔵省の説明によれば、在外財産等報告書によって算出された朝鮮地域関係私有財産は■■■不開示部分④-1■■■で、そのうち個人財産は■■■不開示部分④-2■■■、法人財産は■■■不開示部分④-3■■■であったとのことである。しかし、同省によれば、右算出の基礎となった報告書は、

(イ) 終戦直後の混乱期における報告であってその内容についての審査を経たものではないこと。

(ロ) 証拠資料の添付が皆無に近いこと。

(ハ) 財産額の評価基準がまちまちで明らかに過大評価と認められる者があること。

等の理由で客観度又は信憑度の低いものと認められ、したがって、これを基礎として算出した上述の金額も客観性又は信憑性の点で疑問が多いとのことである。

また、国有財産については、大蔵省において■■■不開示部分④-4■■■という推定金額を算出しているが、これについても私有財産の場合に似た疑問があるとのことである。

なお、上述の在朝鮮日本財産の南北区分については一切不明と

のことである。

(3) 米国政府よりは、終戦直後連合軍最高司令部が日本側関係当局より資料を提出せしめて集計した在朝鮮日本財産評価額として、次の数字の提示があった。

(イ) 国有財産は、総額■■■不開示部分④-5■■■

(以下1ページ不開示)

(ニ) 個人財産は、■■■不開示部分④-6■■■

以上(イ)ないし(ニ)を合計すれば、米側評価による在朝鮮日本財産は、■■■不開示部分④-7■■■また、各項目ごとの南北鮮比率の算定方法その他の詳細は、何分終戦当時の混乱期のことでもあり、今になっては必ずしも明確でないが、例えば、法人財産については大企業の場合は約1,500の大企業の地理的分布等から南鮮に■■■不開示部分④-8■■■北鮮に約3分の2と算定し、他方、中小企業については、南鮮部分に圧倒的に多かったので、■■■不開示部分④-9■■■の比率が算定されたものと見られるとの補足説明があった。

なお、上述の米側提示の数字を当時の1ドル対15円のレートに逆算して上記(2)の日本側数字と比較すると、法人財産についてはほぼ一致しているのに反し、政府及び個人財産については日本側数字の方が多く、従って総額においても■■■不開示部分④-10■■■余り多くなっている。これは、政府及び個人財産、特に個人財産について連合軍最高司令部が日本側当局より資料を収集した後になって、新たに在外財産報告書を提出した者があることもその一因ではないかと推測される反面、いずれの数字についても、上述のとおり客観性ないし信憑性の点でかなりの疑問があるので、今になってこれらの数字の食い違いを詮索することは

余り意味がないと考える。

問1 ■■■不開示部分④-1 1 ■■■日本が韓国から受け取るべき額を■■■■■■■（不開示部分④-1 2）としているが、米国の試算■■■不開示部分④-1 3 ■■■及び米韓協定により韓国に移譲された額■■■不開示部分④-1 4 ■■■を1ドル15円で換算しても相当の差異がある。どう思うか。

答 1ドル15円として、米国の推計額は■■■■■■■（不開示部分④-1 5）、米国から韓国に移譲された額は■■■■■（不開示部分④-1 6）と換算されるが、米国の推計額は信憑性の少ない資料によったものであり、一方、米国から韓国に移譲されたものはその評価方法等について必ずしも明らかでないので、それをそのまま受け取るとはどうかと思われる。

問2 1953年11月の「世界の動き」特集号にのった左記の数字の日本側の額はどのような根拠によったのか。

記

日本が韓国から受け取るべき額 ■■■不開示部分④-1 7 ■■■

日本が韓国に支払うべき額 ■■■不開示部分④-1 7 ■■■

差引受取額 ■■■不開示部分④-1 7 ■■■

答 日本が韓国から受け取るべき額の算定に当たっては、外務省が当時入手し得る資料、例えば朝鮮引揚同胞世話会の「在朝鮮日本人個人財産額調」、朝鮮からの引揚者の報告書をできるだけ幅広く参照して、強いて数字に表せばこの程度となるという腰だめの数字を示したもので、個々の資料から積み上げて推計したといったものではない。

問3 連合国最高司令部の推計によると、在韓日本財産は■■■不開示部分④-1 8 ■■■であるが、1948年9月の米韓協定で韓国

に移譲されたものは■■■不開示部分④-19■■■であって大差があるが、どう説明するか。

答 連合軍最高司令部は、日本側関係当局から朝鮮引揚者の在外財産報告書その他の資料を集めて推計したもののようであるが、南北鮮の比率の算定方法をはじめとして推計の方法が明確でない。また、引揚者の在外財産報告書は、評価基準が報告者によってまちまちであり、消極財産の記載がない等の理由から信頼度は低いものと考えられる。

他方、米国から韓国に移譲された日本財産とは、駐韓米軍が1945年12月6日付けのいわゆる軍令33号を公布して、同年8月9日現在の日本及びその国民の財産を同年9月25日付けをもって接收したものである。この金額を見るに当たり、米軍が日本財産の管理を始めるまでに相当の期間が経過しており、その間に終戦直後の混乱期があったことを考慮せねばならないであろう。また、評価額の基準についても判然としない。

このような事情から、2つの数字が相当異なっているのはやむを得ないものと思われる。

- (イ) 1953年11月に外務省情報文化局が発行した「世界の動き」特集号は、一般に市販されている雑誌であるところ、これには要旨下記のとおり記載されている（甲144 [15ページ]）。

記

その他にも、帳簿尻の清算などを勘定に入れると日韓相互の請求権は次のようになる。

日本が韓国から受け取るべき額	約140億円
日本が韓国に支払うべき額	約120億円
差引受取額	約20億円

そこで、仮に韓国の主張のように、日本は韓国に対し請求すべきものは一銭もなく、請求権の問題というのは専ら韓国が日本から受け取る額の問題にすぎないということであれば、この人の計算に従えば、終戦当時の金で120億円を日本が韓国に支払わなければならないことになる。

在韓財産の一切切をファイにした上に、更にこのような巨額を支払うということは、我が国民の決して納得しないところであろう。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-118の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

(別紙7)の第2のア(ア)で認定した金額及び「在外財産等報告書」の性格に関する見解と同一又は同趣旨のもの

(イ) 不開示部分②

(別紙7)の第2のア(ア)で認定した金額と同一又は同程度のもの

(ウ) 不開示部分③

「在韓日本財産の総額はいくらか。」との質問に対する回答として具体的な金額

(エ) 不開示部分④

a 不開示部分④-1から不開示部分④-7, 不開示部分④-10

(別紙7)の第2で認定した金額と同一又は同程度のもの(なお、不開示部分④-10の金額は、その一部開示部分の内容に鑑みれば、上記のその余の不開示部分の内容から容易に推測することができる。)

b 不開示部分④-8及び不開示部分④-9

米国評価による在朝鮮日本財産の南北鮮の比率

- c 不開示部分④-11から不開示部分④-16, 不開示部分④-18
及び不開示部分④-19

請求権に関する日本側試算と米国試算の各金額等

- d 不開示部分④-17

一般に市販されている書籍で公にされている上記ア(イ)で認定した
数額と同一のもの

ウ そうであるとすれば, 通し番号1-118の文書の不開示部分に記録さ
れている情報が, 一般的又は類型的にみて, 国の安全等の確保に関するも
の(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては, 次のとおり判断
することができる。

- (7) 不開示部分①, 不開示部分②, 不開示部分④-1から不開示部分④-
7まで及び不開示部分④-10

不開示部分①, 不開示部分②, 不開示部分④-1から不開示部分④-
7及び不開示部分④-10までに記録されている情報は, 他の行政文書
の一部開示により既に公にされているものであるから, 仮にこれが現在
においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり
得る事項に関するものであったとしても, 当該文書の作成後における時
の経過, 社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば, 一般的又は類型
的にみて, これを公にしたとしても, 北朝鮮当局が請求権問題等に関す
る日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり
得るものとはいえないから, 北朝鮮と交渉するに当たり, 直ちに当該情
報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

- (イ) 不開示部分④-8及び不開示部分④-9

不開示部分④-8及び不開示部分④-9に記録されている情報は, 米
国評価に係るものにすぎないし, しかも, そのうちの一部は当該文書の
一部開示部分から容易に推測することができるものであるから, 仮にこ

れが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分④-17

不開示部分④-17に記録されている情報は、一般に市販されている書籍で公にされているものであるから、上記(ア)と同様の理由により、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(エ) 不開示部分③、不開示部分④-11から不開示部分④-16、不開示部分④-18及び不開示部分④-19

不開示部分③、不開示部分④-11から不開示部分④-16、不開示部分④-18及び不開示部分④-19に記録されている情報は、いずれも在朝鮮日本財産に関する日本側試算額又は米国側試算額等であり、(別紙7)の第2で認定した金額と同一のものを含んでいる可能性はあるが、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推

測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利
益を被るおそれがあるといえる。

エ 小括

したがって、通し番号1-118の文書の不開示部分に記録されている
情報のうち、後記2(1)に掲げた部分については、被告において、一般的
又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開
法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされてい
ないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示
情報に該当するとは認められない（そして、上記ウ(ア)及び(ウ)に掲げた
ものについては、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確
保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関
係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした
外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、
我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の
基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわ
ざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできな
い。)

これに対し、その余の情報（後記2(2)に掲げた部分）は、一般的又は
典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に
当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの
主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-118の文書の不開示部分に記録されている情報の
うち、後記2(2)に掲げた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の
有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当
該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不

開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-118の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-118の文書の不開示部分に記載されている情報に係るもののうち、次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に係る部分)は、適法である。

- (1)ア 不開示部分①, 不開示部分②, 不開示部分④-1から不開示部分④-7
まで及び不開示部分④-10
イ 不開示部分④-8及び不開示部分④-9
ウ 不開示部分④-17
- (2) 不開示部分③, 不開示部分④-11から不開示部分④-16, 不開示部分④-18及び不開示部分④-19

(別紙5) 通し番号1-119

第1 前提事実(各論)

通し番号1-119の文書(文書1248)は、外務省アジア局中川局長が作成した昭和30年1月21日付け「日韓関係の打開について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解、個別の請求権問題についての提案等が具体的に記録されている。

- ① 5ページ(-5-)の約1行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 8ページ(-8-)の約2行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 10ページ(-10-)から12ページまで(-10-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

(乙A57)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-119の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-119の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A57)。

記

二、いわゆる「請求権問題」

(中略) 韓国政府としては右没収日本財産に対する権利を明確にする目的をもって対日平和条約草案に前記(b)項の規定を挿入せしめたものである。右に対し日本側は、第1回会談の際より、同項において日本が承認したのは国際法上適法な処分のみであり、戦時国際法特にヘーグ陸戦法規によれば占領軍は敵国私有財産を最終的かつ包括的に没収し得ず、したがって、前記在韓米軍の布告も最終的に日本財産を没収した趣旨とは解釈できず管理者としての処分にすぎず、原権利者に請求権が残っているものと考えられる旨を主張した。

右日本側立論は、韓国側に衝撃を与え、昭和27年3月韓国は米国

政府に対し本項の解釈に関する同政府の見解を照合した。右に関し米
国務省は同年5月文書をもって「4条(b)項により日本は在韓財産に
対する有ゆる(ママ)権利を喪失したものと考える。ただし、右財産
処分の事実は4条(a)項に規定する特別取極を考慮する際に関連性を
有するものとする(中略)」旨を回答し、同時に同趣旨を日本政府
にも参考として通報してきた。

右は韓国側の所論に強みを与えたものであったが、日本側は■■■
不開示部分①■■■その後においても従来の法理論を変えず、ただ問
題をこじらさぬために法理論にこだわらず個々の財産権につき討議を
開始し現実的解決を計るべき旨を主張したが、韓国側はあくまでも原
則論を取り上げ、ついに会談決裂となった。

三、会談決裂後の経緯

昭和28年10月21日第3回日韓会談の決裂後も日本側は米国の
仲介により会談再開を企図し、米国政府も終始協力し各種のフォーミ
ュラ(会談再開劈頭の日本代表検討中において久保田発言に言及し右
は日本政府の意図にあらずとして間接的に遺憾の意を表すもの)を作
成し韓国側に示したが、韓国側の同意を得るに至らなかった。さらに、
昭和29年春に至り、華府において井口大使と梁韓国大使との間に非
公式話合いが行われ「久保田発言は日本政府の公式意見を反映するも
のでなく従って撤回(retract)された。日本政府はサンフランシス
コ平和条約の規定を遵守する。」旨の声明を日本側がまず発出し、右
に引き続いて会談を再開する方式が両大使間で一応合意された。日本
政府は日韓双方の請求権問題に関する従来の法理論的立場を「インシ
スト」することなく实际的解決を計ることとし、■■■不開示部分②
■■■諒解を附して本方式に賛成したが、韓国政府はこれに同意せず、
仲に入った米国政府より「右の了解事項は韓国側に反対あるからこれ

をドロップして声明のみを発出して会談を開き、その会談において米国は仲介者を出席せしめ、日本側の希望せるラインにまとめるよう努力せしめることとしてはどうか」とのサゼスションあり、日本側はこれに同意したが、右ラインによるも韓国側の同意を得ることができず話は立ち消えとなった。

(中略)

四、今後の方針

以上の経緯で明らかなごとく日韓会談が決裂し、更にこれが1年余にわたって未だに再開しない直接の原因は請求権問題に対する法理的解釈の相違に集約されている。韓国側が事あるごとに日本は韓国全財産の8割5分の返還を要求していると宣伝するのもここに起因している。■■■不開示部分③■■■

五 竹島問題の処理

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

- (a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦請求権の相互放棄の提案、④国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑥漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-], A377 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあつせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来^の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による

意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかつたため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと(乙A202)。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと(乙A334)。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」において、「日本側の在韓財産(この場合南鮮のみに限定する要あり)が既に韓国側において処理されておる実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと(乙A207)。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件(第1回)において次のようなやりとりがされた

こと（乙A63）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せておき、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。（以下略）

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている（乙A281）。

c 通し番号1-259の文書の一部開示部分には、通し番号1-119の文書の「今後の方針」部分が誤記等の一部訂正の上で引用されているところ（乙A377 [4-136ページ以下]）、その内容は、

不開示部分③に相当する部分であり、要旨下記のとおりである（乙A 377）。

記

以上の経緯で明らかなごとく日韓会談が決裂し、更にこれが1年余りにわたっていまだに再開しない直接の原因は、請求権問題に対する法理的解釈の相違に集約されている。韓国側がことあるごとに、「日本は韓国全財産の8割5分の返還を要求している」と宣伝するのもここに起因している。請求権問題に対する日本の法理的主張は、元来、第1回会談に当たって先方の過大な主張を相殺中和せしめる戦術上採用されたものであるが、今日この主張は、韓国側のみならず日本のもっとも良き理解者、あっせん者である米国政府をも納得せしめ得ず、いたずらに韓国側の悪宣伝に好餌を与えている。既に韓国側で処分済みの旧日本財産が返還される見通しは全くないのであるから、この法理論も、実益はなく、かえって日本の真意を疑わしめ、日韓会談再開の支障となっているのであるから、日本としても、潔く従来解釈を改めることが適当である。すなわち、適当の機会に外務大臣の談話として、

「日韓会談を再開して両国の諸懸案を解決し両国永遠の和親関係を樹立することを衷心より希望する。いわゆる久保田発言は、政府の意図を反映するものでなく、したがって撤回する。日本はサンフランシスコ条約の規定を忠実に遵守するものであり、日本財産につき在韓米国軍当局のとった措置を承認する。」

との趣旨を發表し、ただちに日韓会談を再開する、ただしその会談の形式は、従来のごとき四角ばったものとせず、少数による非公式会談により問題の打開を計り、話が大体まとまったところで正式会談を開くことがよい。双方多数が出席する会議では、結局思い切っ

た発言はできず、話は一向に進捗しないこと、従来の例で試験済みである。このような形で会談を再開した場合に、はたして話が片付くやはもとより保証できないが、先方も決して無理はいわない積もりであるといっており、ある程度、成功の可能性もあるのではないかと思われる。また、先方が無理をいった場合には、これを広く国際世論に問うことによって、日本の立場を有利にすることができるのであって、今のように国際的に納得せしめることの困難な議論で頑張っているのよりは、よほど有利である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-119の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

請求権問題に関する法理論上の日本側立論に関し、昭和27年5月に平和条約4条に関する米国政府の見解が示されたことを受けた具体的評価等

(イ) 不開示部分②

昭和28年10月以降の日韓会談再開に向けての交渉の際に示された日韓会談再開の方式に日本側が賛成するに当たって付した了解の具体的内容（上記ア(イ).a(b)に係るもの）であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-259の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言とほぼ同一のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-119の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断

することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、請求権問題に関する法理上の日本側立論に関する具体的評価ではあるが、これに引き続く部分では上記米国政府の見解が明らかになった後も日本側が従来の法理論を変えなかったことが明らかにされる一方で、不開示部分③では上記ア(イ)のとおり当該立論を撤回すべき旨の見解も明らかにされていることに照らすと、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

前記ア及びイで認定した諸点を総合すれば、不開示部分②に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書

が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号1-259の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-119の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、不開示部分③に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとし

ても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-119の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-119の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-120

第1 前提事実(各論)

通し番号1-120の文書(文書1257)は、外務省が作成した昭和30年2月24日付け「日韓関係の調整に関する件」と題する文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記録されている。

- ① 5ページから7ページまで(一4-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
- ② 8ページ(一5-)

(乙A118)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-120の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-120の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A118)。

記

三 要領

前記事情に鑑み、韓国側と非公式に国籍処遇、財産請求権、漁業及び船舶の4問題の大綱につき話し合いを行うとともに、かかる大綱を織り込んだ日韓修好条約を締結する。

右のため財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-93の文書の一部開示部分には、通し番号1-120の文書の「三 要領」部分が引用されており(乙A248[-4-以下])、その内容は、別紙5(通し番号1-93)の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで説示したとおりであるところ、このうち上記不開示部分に相当する部分は、要旨下記のとおりである(乙A248参照)。

記

右のため財産請求権問題については、左の方針をもって対処する。

- (一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。
- (二) 前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上、■■■不開示部分■■■として提案する。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-120の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和30年当時、韓国側と非公式交渉を行うに当たり、外務省が検討した請求権問題に関する我が国の対処方針等の具体的内容であり、通し番号1-93の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言を含むものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-120の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、上記ア(イ)で認定した文言に相当する部分については、他の行政文書(通し番号1-93の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方、その余の部分は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する我が国の具体的対処方針等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠

がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-120の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、後記2(1)に掲げる部分については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-120の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通

し番号1-120の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-120の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-120の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1) 下記の文言に相当する部分(ただし、下記の不開示部分に相当する部分は除く。)

記

(一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二) 前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上、■■■不開示部分■■■して提案する。

(2) 上記(1)に掲げた部分以外のもの

(別紙5) 通し番号1-121

第1 前提事実(各論)

通し番号1-121の文書(文書1259)は、外務省アジア局が作成した昭和30年7月20日付け「在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について 一日韓会談再開の二条件の問題点」と題する内部文書であり、韓国側から提示された日韓会談再開の2条件である「在韓日本財産に対する請求権を放棄せよとの要求」及び「久保田発言の撤回要求」について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の建設的な提案を金額等の数値も挙げて個別具体的に検討した内容、経過、見積り等が記録されている。

- ① 8ページ(-8-)左から5行目から3行目まで(以下「不開示部分①」という。)
- ② 10ページ(-10-)右から4行目から7行目まで(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 10ページ左から2行目から13ページまで(-10-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

(乙A266)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-121の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A266）によれば、通し番号1-121の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 財産、請求権問題

（中略）

(五) わが方の請求権の主張は、前記ごとく国有財産や公有財産についてでないことは明らかであり、さらに、朝鮮動乱等の不可抗力で滅失した財産についてまでその返還や補償を要求しているわけでないことも明らかにしたものであるが、韓国側はその後いかなる根拠に基づくものか、日本が韓国の全財産の85%を要求したというよう

な宣伝をこととし、これを日本の韓国再侵略の意図の現れであると繰り返して論難するに至った。

■■■不開示部分①■■■

- (六) 日韓間の財産請求権問題に関する米国国務省の見解は（中略）
- (七) 本問題につき法律論的見解を戦わせる限り、それは直ちに36年間の日本の朝鮮統治の功罪論に結びつき、円満な解決を容易に期待し難いのみならず、その都度会談を破局に導くおそれがある。■■■

■■不開示部分②■■■

- (八) 昭和28年10月の日韓会談の際、日本側から互譲の精神によって会談の円満妥結を図る趣旨をもって、非公式見解として請求権の相互放棄を提案したことがあるが、韓国側の容れるところとならなかった。■■■不開示部分③■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-121の文書の不開示部分に記載されている情報は、請求権問題に関する韓国側の要求に対し、日本政府部内で検討された日本側の建設的な提案の具体的内容（金額等の数値を含むもの）であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-121の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針等の具体的内容であり、本件全証拠によっても、本件全証拠によっても、本件各文書の一部開示部分により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされたものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえ

ないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-121の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-121の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-121の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-121の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-122

第1 前提事実(各論)

通し番号1-122の文書(文書1260)は、外務省が作成した昭和30年9月15日付け「日韓関係その後の状況」と題する内部文書であり、政府高官が日韓会談再開のために韓国側代表者との間で非公式で数次にわたり実施された会談等の経緯及び討議された具体的な問題について検討内容等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、3ページ(-3-)の約2行分であり、財産・請求権問題についての解決指針等や個別の請求権問題についての提案が具体的に記録されている。

(乙A267)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-122の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-122の文書の不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである（乙A267）。

記

日韓会談再開に対する日本の努力

日本政府は，1953年10月日韓会談が決裂して以来，米国政府のあつせんを得て，その再開のために絶えず努力してきた。

しかしながら，韓国政府は日本側が事前に在韓財産に対する請求権の放棄を声明するよう固執し続けたため，米国のあつせんは結実するに至らなかった。

昨年鳩山内閣の成立後韓国政府の対日態度は一時緩和したかに見受けられ，本年1月末以来東京において谷正之大使と韓国代表部金溶植公使との間に日韓会談再開のための非公式な話合いが数次にわたり行われある程度の進捗を示した。

ところが，2月25日北鮮政府南日外相より，経済，文化の交流を呼びかける対日声明が発表され，日本側でこれに応ずる用意があるやの報道が一部に行われたため，かねて我が国の対ソ交渉ないし対中共通商関係に神経をとがらせていた韓国政府は，これにいたく刺激され，日本が万一韓国の当面の敵たる北鮮と何らかの関係を結ぶにおいては，現在の

日韓関係すら断絶するとまで言明し、いわゆる日本の容共政策を粉砕するという国民運動まで展開されるに及び、会談再開の機運はまたもや遠のいてしまった。

(中略)

しかしながら、日本政府としては、いわゆる「久保田発言」については、つとにこれを取り消す用意があることを明らかにしており、■■■不開示部分■■■との意向を表明してきている。日本側が韓国の全財産の85%にクレームをつけているというのがごときは、全くの宣伝に出たことか誤解に基づくことである。(中略)

韓国政府がそれにもかかわらず今回のような強硬措置に出たことは、日本政府の全く理解し得ないところである。日本政府は既に韓国政府に対し、その理由、目的及び内容に関し公式に説明を求めているが、いずれにせよ非建設的な報復措置の応酬というがごとき不幸な事態を回避するために極力努力し、今後とも前記の基本方針に沿って当面する案件1つ1つ円満に解決し、もって両国関係が正常化されるような空気を醸成して行く考えであることに変わりない。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号1-93の文書の一部開示部分には、通し番号1-120の文書(昭和30年2月24日付け「日韓関係の調整に関する件」と題する文書)の「三要領」部分が引用されており(乙A248[4-以下])、その内容は、別紙5(通し番号1-93)の「第3当裁判所の判断」の1(1)アで説示したとおりであるところ、このうち上記不開示部分に相当する部分は、要旨下記のとおりである(乙A248参照)。

記

右のため財産請求権問題については、左の方針をもって対処する。

(一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二) 前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上、■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

b 通し番号1-259の文書の一部開示部分には、昭和28年10月の第三次日韓会談決裂後の経緯が具体的に記録されているところ(乙A377[4-1以下])、この中では、日本側が、米国のあっせんにより、請求権の相互放棄を提案する旨の声明案や(日韓両政府が互譲の精神に従い請求権移管する従来 of 法理論的見解に固執しないという了解を付した上で財産権問題に関する)平和条約の規定を遵守することを宣言する旨の声明に同意する意向を表明していたこと等が指摘されている(乙A377[4-39ページ以下]参照)。

また、当該文書の一部開示部分には、相互釈放・日韓会談再開交渉に関して、要旨下記のとおり記録されている(乙A377[4-176ページ以下]参照)。

記

56年(昭和31年)1月10日、中川アジア局長は自ら次の「日韓関係打開方策について」を執筆した。

- 1 抑留漁夫釈放については、韓国側の案を容れ、大村収容中の終戦前からの居住朝鮮人350名を即時に仮釈放する以外に早急なる解決方策なし。
- 2 李ライン問題解決については、米側のあっせんにより韓国側の態度を打診中なるも、韓国側は、漁業問題を独立して討議することを拒否しており、したがって、全般的日韓会談の一環としての

み、本問題の討議に応ずる考えのようである。

3 全般的日韓会談を再開する場合には、サンフランシスコ平和条約4条(b)のいわゆるヴェスティング・ディクリーに関する日本側従来解釈を変更し、在韓日本財産は右条項により既に喪失せるものと考えする必要あり。このためには、在外財産補償問題に関する政府の基本的態度を早急に決める要がある。

4 右のごとき解釈の変更を行う場合も、韓国側の主張するごとく日本が事前に右事実を声明するごときは避け、会談再開後、右会談の過程において、韓国側の対日請求とにらみ合わせつつ、これを漸次明瞭ならしめる方法をとることとしたい。」

56年(昭和31年)1月11日、重光外務大臣はアリソン大使との会談で日韓問題の進め方に関する日本側の考え方をまとめたオーラル・ステートメントを手交し、その中で久保田発言は個人的な見解の表明で公的なものでないこと、請求権問題は米国政府の平和条約第4条の解釈を基礎とする解決を考えていること、また、日本政府は、韓国との問題を平和な手段交渉によって解決することを期していると述べた。

1月18日の谷・アリソン会談で、アリソン大使は、在韓請求権に対する米国側の見解案を示して、これを日本と相談の上適當の機会に発表したいと述べた。在韓日本財産に対する請求権に対する米国政府の見解は先述のように52年(昭和27年)4月29日付け在米韓国大使宛て書簡(同一趣旨は日本側にも伝えられた)に示されていたが、それにはただ「日本財産権が喪失したことは特別取極の際考慮されるべきである。」としていたのを、アリソン大使の示した案は、その趣旨を敷衍して、韓国の対日請求に関し、平和条約の起草者は、かかる請求権が既に日本資産の帰属によってある程度

満足されたことは明らかであったが、平和条約中に規定するには十分な事実あるいは十分な法律論の分析を欠いていたため問題を日韓間の特別取極に委ねたのであり、日韓特別取極の際は、韓国の対日請求権が日本財産の帰属によってどの程度に消滅しあるいは満足されていると考えられるべきかの範囲の決定問題をも包含されるべきであると説明しているものであった。

1月25日、在京米大使館ハックラー、ラム両書記官と中川局長の間で、相互釈放・会談再開の協議が進められた。2月15日、重光外務大臣はアリソン大使に手交した文書で「対韓請求権問題の解決には前記1月18日付け米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える。」旨述べていた。

- c. 通し番号1-125の文書（外務省アジア局が作成した昭和31年12月25日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書）の一部開示部分には、第三次日韓会談中断後の経緯として、別紙5（通し番号1-125）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定したとおり記録されているところ、このうち、当時の請求権問題に関する日本側の対処方針等に関する部分は、下記のとおりである（乙B122）。

記

七、右のごとき抑留者釈放問題の交渉と平行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは(イ)久保田発言の撤回と(ロ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。

右に対し日本側は早くより(イ)久保田発言の撤回は差し支えない、(ロ)財産請求権については会談において互譲の精神をもって実際の

解決を計るとのラインで応酬していたが、約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったが、その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入れるべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており、最近に至り韓国側も右案内に賛成し来っている（ママ）。ただし、日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり、大蔵省及び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでは最小1か月を要すとの態度を取っている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実（殊に、通し番号1-122の文書の不開示部分の直後に、不開示部分の記録内容を受けて「日本側が韓国の全財産の85%にクレームをつけているというのがごときは、全くの宣伝に出たことか誤解に基づくことである」とあること）によれば、通し番号1-122の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年10月の日韓会談の決裂以後、日本側が請求権問題に関して表明した意向の内容であり、具体的には従来の請求権問題に関する日本側の主張とは異なり「日本側の対韓請求権は、平和条約により失われたが、その事実を韓国側の対日請求権の査定に当たり考慮すべきである」などの見解により請求権問題に関する日本側の主張を撤回する余地等に関するものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-122の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示部分により既に公にされているものと同趣旨のものであると推認されるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとして

も、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号 1-122 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号 1-122 の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1-122 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-123

第1 前提事実(各論)

通し番号1-123の文書(文書1261)は、外務省が作成した「第一部日韓全面会談の開催とその決裂」と題する内部文書であり、予備会談の申合せに基づき、昭和27年2月中旬から同年4月末まで第一次日韓会談が開催され、昭和28年4月中旬から同年7月末まで第二次日韓会談が開催された経緯及び同年10月6日から開催された第三次日韓会談がいわゆる久保田発言を契機に決裂した内容等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、12ページ(一12一)左から3行目から13ページ(一13一)2行目までであり、第三次日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとしていた個別の請求権問題についての提案が具体的に記録されている。

(乙A119)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-123の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-123の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A119)。

記

四、日韓会談の開催と決裂

(三) 韓国側の対日態度が最も露骨に示されたのは請求権問題においてであった。(中略)

第一次会談の中絶直後、米国務省から本問題について韓国側の主張を支持することがごとき解釈が下されたので、韓国側の主張は一層強いものとなり、あまつさえ、日本側が会談の席上韓国全財産の85%の返還を要求したというような全く根拠のないことを主張し、日本の脅威を宣伝する材料に使うに至った。第二次会談においても韓国側の態度には変わりがなく、わが方としては第三次会談において請求権の相互放棄を示唆し、互譲の精神に立って实际的解決を図ろうとしたが、韓国側がわが方請求権の一方的撤回を執拗に要求したところから論議が紛糾し、いわゆる久保田発言なるものが誘発さ

れることになった。■■■不開示部分■■■韓国側はあくまでわが方に対韓請求権なしという原則論を固執し、相互放棄のラインに歩み寄ろうとしなかったのである。

(四) (以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号1-93の文書の一部開示部分には、通し番号1-120の文書(昭和30年2月24日付け「日韓関係の調整に関する件」と題する文書)の「三要領」部分が引用されており(乙A248[4-以下]参照)、その内容は、別紙5(通し番号1-93)の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで説示したとおりであるところ、このうち上記不開示部分に相当する部分は、要旨下記のとおりである。

記

右のため財産請求権問題については、左の方針をもって対処する。

- (一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。
- (二) 前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上、■■■不開示部分■■■として提案する。

■■■不開示部分■■■

- b 通し番号1-259の文書の一部開示部分には、昭和28年10月の第三次日韓会談決裂後の経緯が具体的に記録されているところ(乙A377[4-1以下])、この中では、日本側が、米国のあっせんにより、請求権の相互放棄を提案する旨の声明案や(日韓両政府が互譲の精神に従い請求権移管する従来の法理論的見解に固執しないという了解を付した上で財産権問題に関する)平和条約の規定を遵守することを宣言する旨の声明に同意する意向を表明していたこと等が指摘

されている（乙A377 [4-39ページ以下] 参照）。

また、当該文書の一部開示部分には、相互釈放・日韓会談再開交渉に関して、要旨下記のとおり記録されている（乙A377 [4-176ページ以下] 参照）。

記

56年（昭和31年）1月10日、中川アジア局長は自ら次の「日韓関係打開方策について」を執筆した。

- 「1 抑留漁夫釈放については、韓国側の案を容れ、大村収容中の終戦前からの居住朝鮮人350名を即時に仮釈放する以外に早急なる解決方策なし。
- 2 李ライン問題解決については、米側のあっせんにより韓国側の態度を打診中なるも、韓国側は、漁業問題を独立して討議することを拒否しており、したがって、全般的日韓会談の一環としてのみ、本問題の討議に応ずる考えのようである。
- 3 全般的日韓会談を再開する場合には、サンフランシスコ平和条約4条(b)のいわゆるヴェスティング・ディクリーに関する日本側従来解釈を変更し、在韓日本財産は右条項により既に喪失せるものとする必要あり。このためには、在外財産補償問題に関する政府の基本的態度を早急に決める要がある。
- 4 右のごとき解釈の変更を行う場合も、韓国側の主張するごとく日本が事前に右事実を声明するときは避け、会談再開後、右会談の過程において、韓国側の対日請求とにらみ合わせつつ、これを漸次明瞭ならしめる方法をとることとしたい。」

56年（昭和31年）1月11日、重光外務大臣はアリソン大使との会談で日韓問題の進め方に関する日本側の考え方をまとめたオーラル・ステートメントを手交し、その中で久保田発言は個人的な

見解の表明で公的なものでないこと、請求権問題は米国政府の平和条約第4条の解釈を基礎とする解決を考えていること、また、日本政府は、韓国との問題を平和な手段交渉によって解決することを期していると述べた。

1月18日の谷・アリソン会談で、アリソン大使は、在韓請求権に対する米国側の見解案を示して、これを日本と相談の上適當の機会に発表したいと述べた。在韓日本財産に対する請求権に対する米国政府の見解は先述のように52年（昭和27年）4月29日付け在米韓国大使宛て書簡（同一趣旨は日本側にも伝えられた）に示されていたが、それにはただ「日本財産権が喪失したことは特別取極の際考慮されるべきである。」としていたのを、アリソン大使の示した案は、その趣旨を敷衍して、韓国の対日請求に関し、平和条約の起草者は、かかる請求権が既に日本資産の帰属によってある程度満足されたことは明らかであったが、平和条約中に規定するには十分な事実あるいは十分な法律論の分析を欠いていたため問題を日韓間の特別取極に委ねたのであり、日韓特別取極の際は、韓国の対日請求権が日本財産の帰属によってどの程度に消滅しあるいは満足されていると考えられるべきかの範囲の決定問題も包含されるべきであると説明しているものであった。

1月25日、在京米大使館ハックラー、ラム両書記官と中川局長の間で、相互釈放・会談再開の協議が進められた。2月15日、重光外務大臣はアリソン大使に手交した文書で「対韓請求権問題の解決には前記1月18日付け米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える。」旨述べていた。

- c 通し番号1-125の文書（外務省アジア局が作成した昭和31年12月25日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書）

の一部開示部分には、第三次日韓会談中断後の経緯として、別紙5（通し番号1-125）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定したとおり記録されているところ、このうち、当時の請求権問題に関する日本側の対処方針等に関する部分は、下記のとおりである（乙B122）。

記

七、右のごとき抑留者釈放問題の交渉と平行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは(イ)久保田発言の撤回と(ロ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。

右に対し日本側は早くより(イ)久保田発言の撤回は差し支えない、(ロ)財産請求権については会談において互譲の精神をもって实际的解決を計るとのラインで応酬していたが、約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったが、その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入れるべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており、最近に至り韓国側も右案内に賛成し来っている（ママ）。ただし、日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり、大蔵省与帯与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでは最小1か月を要すとの態度を取っている。

d 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、「第3次会談決裂後第4次会談開始まで（昭和28年10月より昭和33年4月まで）」として、要旨下記のとおり記録されている（乙A188[-16-以下]）。

記

- (1) 第3次会談の決裂後も、幾度か会談再開の動きはあったが、その都度韓国側は、日本側の対韓請求権の放棄と、いわゆる「久保田発言」の撤回を主張し、日本側がこれに応じなかったため、いずれも結実するに至らなかった。

この間、(中略)まず、抑留漁夫と被退去強制韓国人の問題解決のための非公式会談に入った。しかるにその交渉において、釈放後の措置についての意見の相違に突き当たり、これを打開するためには日韓会談の早期再開の必要が生じたところ、韓国側は、会談再開の条件として、いわゆる「久保田発言」の撤回と請求権の問題を提案してきた。これらの問題に関し、(昭和)31年10月1日、重光外務大臣と金公使との会談が行われた際、大臣より、会談再開の条件として、韓国側が抑留漁夫を釈放すべきであると述べたに対し、金公使は、会談開始前に日本側が、「久保田発言」の取消しと従来の会談行き詰まりの根本をなした財産権に関する主張を放棄することが必要であると述べた。よって、大臣よりは、いわゆる「久保田発言」についてはこれを取り消す用意がある旨、及び財産権については日本側も出来るだけ譲歩して円満妥結を図る方針であるが、この問題は正式会談において解決すべきである旨の返答を行った。

- (2) その後引き続き行われた中川アジア局長と金公使との非公式会談において、正式会談開始前に、韓国側は抑留漁夫を釈放すること、日本側は、「久保田発言」を撤回すること及び請求権問題については米国政府の解釈を基礎として対韓請求権の主張を撤回することにつき原則的な意見の一致をみた。また、上記米国政府の解釈は、1952年(昭和27年)4月29日付け駐米韓国大使宛て書簡とは別に新たなノートが発出を求めることについても韓国側はこれを了

承した。更に続行された交渉においては、日本側は、米国政府の解釈に対しては日本側のみならず韓国側もバインドされるべきことを明らかにすべしと強く主張したが、韓国側は、日本側が請求権の相互放棄の方式による解決を計るものと極度に警戒しこれに反対した。このような韓国側の懸念に対しては、日本側は、韓国側も米国解釈と同意見である旨を議事録に残すとともに、再開される会談においては財産権問題で韓国側が先の会談で提出した案を討議する旨をも議事録に明記することにより韓国側を納得させた。この交渉の途中、韓国側は、新たに、文化財に関する要求を持ち出したが、交渉はほぼ順調に進み、3月末頃には上記のようなラインで問題解決の見通しが得られるまでに至った。

- (3) (中略) ようやく、同年12月31日に至って、会談の再開、抑留者の相互釈放、請求権問題、文化財の引渡し等の問題に関する特別取極が成立した。(以下略)
- (4) 抑留漁夫問題に絡めた韓国側の要求により、やむなく譲歩を行った対韓請求権にわが方従来の主張は、もともと、膨大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための政治的、防衛的なもので、法理論としても立論に相当無理があるとの非難もあったもので、その上この問題に関する米国の見解表明は更にその主張の維持を困難とし、早晚これに踏み切らざるを得なかったものである。更にまた、たとえ日本側が法理論を貫いたとしても、実質的な取り分もなく、日韓関係全般の大局的見地から見ても、これ以上自説を固執することは得策でないとの見極めに立つものであった。

一方、韓国側の対日請求権についても、1957年12月31日付け書簡による米国政府の見解によれば、在韓財産に対する日本の請求権は、平和条約4条(b)項及び在韓米軍政府の指令によって消

滅したが、「韓国と日本国との間の特別取極は、韓国内の日本資産を韓国政府が引き取ったことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなろう」と述べている。したがって、上記米国見解と同意見であることを表明した韓国側としては、必ずしも従来と同様一方的な請求権のみを主張し得ない立場となった。上記非公式会談において、日本側が、韓国側の頑強な抵抗を排して、議事録の1項に、韓国側も米国見解と同意見である旨の一項を残した所以もここに存した。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-123の文書の不開示部分に記録されている情報は、第三次日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとしていた個別の請求権問題についての提案であり、具体的には、従来の請求権問題に関する日本側の主張とは異なり「日本側の対韓請求権は、平和条約により失われたが、その事実を韓国側の対日請求権の査定に当たり考慮すべきである」などの提案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-123の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示部分により既に公にされているものと同趣旨のものであると推認されるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号 1-123 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号 1-123 の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1-123 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-124

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-124の文書(文書1287)は、外務省が作成した「日韓会談議題の問題点」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する具体的な問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

2 通し番号1-124の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 20ページ(-19-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、「(二)財産請求権問題」の項にあり、韓国に対する請求権について試算した具体的金額が記録されている。

② 23ページ(-22-)3行目から8行目まで、24ページ(-23-)7行目から26ページまで(-23-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも「(二)財産請求権問題」の項にあり、同問題についての現実的な解決策として提示された具体的な試案又は見解が記録されている。

③ 34ページ(-31-)最終行から35ページまで(-31-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

これは、「(四)在日朝鮮人の国籍処理問題」の項にあり、韓国と合意し得ると期待された具体的な事項が記録されている。

(乙A58)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-124の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実

(各論) のとおりであり、在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお、韓国側との協議を行う上でも、また、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものであるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、韓国との交渉又は今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日韓国交正常化交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないし、日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは、交渉に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-124の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A58)。

記

(二) 財産請求権問題

三(イ) 韓国はまだ対日要求の総額について明示していないが、昭和28年4月-7月の会談の際、エード・メモアールの形式をもって、3回にわたり、やや具体的に(一部には計数を入れ)別表のごとき(小計52億円(終戦時価格))要求項目を例示してきた。これに数字が記載されていない公社債(韓国側では105億円としている。)及び朝鮮銀行等閉鎖機関及び在外会社の在日財産(大蔵省の概算では約80億円)を加算するとその総額は237億円となる。

ただし、右計数には、戦没戦傷韓国人軍人軍属、徴用者に対する弔慰金等(別表中の四、五、六の項目)と地金(約250噸と称せられている)が除かれている。ほか、正式提示を留保する項目(恩給等雑多な項目)としてあげられている総額約140億円も含んでいない。

韓国側提示項目及び金額(推定も含む)

昭和28年4月-7月会談(単位円)

(表の記載は省略)

■■■不開示部分①■■■

四 (中略)

五 本問題について従来の会談におけるがごとく法律的論議を繰り返す限り、それは直ちに久保田発言の再発となり、円満な解決を期待し難い。■■■不開示部分②■■■

さらに前記米側見解に関連し、重光大臣は本年2月15日、アリソン大使に手交せる書き物において、対韓請求権問題を韓国側の在日財産に対する請求権問題と関連せしめて日韓交渉の過程において実際的方法により解決する用意があり、また、平和条約4条に関する本年1月18日付け米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える旨述べるところがあった。

結局最も現実的な解決方法としては請求権を相互に放棄するにしくはないが、対韓請求権の放棄は直ちに国内補償問題を誘発するところであり、従来は大蔵省からの異論もあって正式には請求権の放棄を提案する段階にはいたらなかった。従って対韓請求権撤回の時期としては、在外財産問題全般についてある程度の解決方針が決定した時期と考えられる。

■■■不開示部分②■■■

(三) 漁業問題

(中略)

(四) 在日朝鮮人の国籍処遇問題

一 本件は、平和条約の発効に伴い終戦前から引き続き日本に在住していた朝鮮人の国籍並びにその処遇をいかに取扱うかの問題であり、昭和26年秋の予備会談以来討議されてきた。

わが方は、将来の韓国人に対する新たな処遇の問題は全て日韓通商航海条約締結の際、相互主義の基に考慮することとし、当面はこれまで日本人であったこれら在日朝鮮人が桑港平和条約の発効によって日本国籍を喪失すべきことに伴い、不当にその利益を侵害されないよう切替措置を講ずることだけを建前としてその交渉を進めた結果、基本的な点につき次のとおりの大体の合意をみるところにまで行っていた。

■■■不開示部分③■■■

二 しかしながら、若干の重要な点で双方の見解は対立したままであった。(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-66の文書(昭和30年1月31日付け「日韓会談の経緯」と題する文書)の一部開示部分には、在日韓人の国籍処遇問題に関して、要旨下記のとおり記録されており、附属第14号として「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案(4月4日)」と題する文書(この日韓協定案は、昭和27年4月4日に日本側が提案したものであり、通し番号1-15の文書の「資料11」としても開示されている。乙A274[-40-以下]参照)が添付されている(乙A271[-10-], 乙A274)。

記

二 第一回会談の状況と各問題に関する見解の主要対立点

(二) 在日韓人の国籍処遇問題

本件については、先の予備会談から持ち越された討議を進めた結果、

- (1) 韓国は日本に居住する朝鮮人が韓国民であることを確認すること
- (2) 在日韓国人に対しては原則として永住許可を認めること
- (3) 右永住許可を受けた在日韓人の退去強制を行うときは、両国間の協議を経ること
- (4) 在日韓人が既に有する財産権及び既に就いている職業は、一般外国人に禁止された者であっても、特に本人一代限りこれを認めること
- (5) 自由意思で帰国する在日韓人に対しては、持帰金及び財産搬

出について一定期間特別取扱いを認めること

等について原則的理解が成立した。(附属第14号)ただ、右の退去強制につき協議を要する期間及び自由帰還者に対する特別取扱いの期間が未解決のまま残され、また、別途に退去強制の場合の協議の態様を各事由別に定めるための話し合い及び自由帰還者に対する特別取扱いの具体的内容を定めるための話し合いも未了のまま、会談中絶に立ち至った。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-124の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日本政府部内において試算した韓国に対する請求権の具体的金額

(イ) 不開示部分②

請求権問題についての現実的な解決策として提示された具体的な試算
又は見解

(ウ) 不開示部分③

韓国と合意し得ると期待された具体的な事項であり、具体的には通し番号1-66の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した内容(昭和27年4月4日日本側提示に係る在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案を含む。)と同趣旨の事項

ウ そうであるとすれば、通し番号1-124の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部

内で検討された請求権問題に関する具体的解決策又は具体的見解等であり、本件全証拠によっても、韓国側開示文書によって既に公にされていること又は又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであると推認されるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉で在日北朝鮮人の国籍処遇問題等として協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものが含まれていると認めるに足りないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-124の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分③に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-124の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-124の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①及び不開示部分②に係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-124の文書の不開示部分③に記録

されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、当該文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-125

第1 前提事実(各論)

通し番号1-125の文書(文書1296)は、外務省アジア局が作成した昭和31年12月25日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書であり、韓国に拿捕された日本漁船の乗組員の返還請求問題と退去強制処分となった在日朝鮮人犯罪者の引取り要求問題について、日本政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、8ページ(一八一)2行目から5行目までの約3行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、請求権金額の算出に関する日本政府の基本的な考え方等が具体的に記録されている。

(乙B122)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、本件訴訟に至ってから不開示理由の主張を変更していることも併せ考慮すれば、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙B122)によれば、通し番号1-125の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

一、終戦直後いわゆるマッカーサー・ラインが引かれ、日本漁船の就業海域は制限されたが、韓国政府は桑港平和条約発効に備え、昭和27年1月いわゆる李ラインを設定した。昭和28年夏第二回日韓会談の中絶頃より韓国側は積極的に李ライン内に入る日本漁船を拿捕するに至り爾来拿捕隻数及び拿捕人員は昭和28年47隻(585人)、29年34隻(454人)、30年30隻(498人)、31年15隻(166人)となっている。韓国側は拿捕漁船は返還せず人員は6か月ないし1年の刑に服せしめた後帰国せしめていたが、昭和29年末ころより刑を了えた漁夫も帰国せしめず釜山外国人収容所に収容せしめるに至った。

現在未帰還者は833名(127隻)であり、その中約690名は既に刑を了え外国人収容所に抑留中である。

二、一方約60万に上る在日朝鮮人中犯罪を犯し刑に処せられた悪質者は好ましからざる外国人として出入国管理令の定めるところにより連

合占領中より韓国に強制退去せしめられていたが、韓国側は桑港平和条約発効後第1回の日韓会談が中絶した昭和27年夏頃よりこれの引取りを拒否するに至った。さらに昭和30年春頃より、一般朝鮮人密入国者の引取りも拒否するに至った。そのため今法務省所管の入国者収容所（大村及び浜松）には1623名の朝鮮人が強制退去を待つて収容されている。右の中、終戦前より居住する朝鮮人は473名、密入国者は1150名である。

三、（中略）

四、しかしながら現実に釜山に抑留されている漁夫は、いかにも気の毒であるので、法務省を説得の結果法務省も漸次態度を改め日本人漁夫の救出のためなら現実大村に収容中の者に限り臨時措置として釈放して差し支えなしとの決意を固めた。ただこれが前例となることなく将来は韓国がこの種悪質朝鮮人を引き取ることを明らかにすべしとの考え方を採るに至った。

五、昭和31年4月2日重光外務大臣は金公使と会見、(イ)大村にいる終戦前よりの在日朝鮮人は釈放する、(ロ)韓国側は釜山外国人収容所の日本人漁夫を釈放帰国せしめる、(ハ)韓国側は密入国者を引き取るとの3項目を合意し細目は事務会議で決定することとなったが、右事務会議で、法務省当局は将来この種悪質朝鮮人は韓国側で引き取る旨の保証を要求し、韓国側はこれを拒否したため、話合いは中断された。

六、その後外務省において韓国代表部と非公式に話合いの結果、韓国側は漸次将来日韓会談で話し合い成立すればそのラインで悪質韓国人の引取りは同意する旨の意向を表明するに至ったが、その反面右話合いが成立するまでは法務省が大村に悪質朝鮮人を収容せぬことを要求している。これに対し法務省はできるだけ収容を自制することは依存な

きも全然収容せずと約束することは国内法制の建前上及び国内治安の見地上絶対同意し得ずとの態度を取っている。

七、右のごとき抑留者釈放問題の交渉と平行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として従来韓国側の掲げていたものは(イ)久保田発言の撤回と(ロ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。

右に対し日本側は早くより(イ)久保田発言の撤回は差し支えない、(ロ)財産請求権については会談において互譲の精神をもって実際の解決を計るとのラインで応酬していたが、約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑港平和条約により対韓財産請求権は失ったが、その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入れるべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており、最近に至り韓国側も右案内に賛成し来っている（ママ）。ただし、日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり、大蔵省及び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでには最小1か月を要すとの態度を取っている。

八、右の外、韓国側は、今後相当数の在日朝鮮人を引き取る用意あるところ、その際右引取を容易にするため日本側で戦争中の未払給与等を支払われたく、なおその後の貨幣価値の下落をも考慮し応分の割増を支給して差し支えないかとの申出あり、■■■不開示部分■■■いずれにせよこの種具体問題は会談再開後十分の時間を掛けて相談したしとの態度で応酬している。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国の対日請求権に係る金額の算出に関する日本政府の基本的な考え方等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が協議される余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-125の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-126

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-126の文書(文書1313)は、次の内部文書によって構成されている。

- (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年4月8日付け「韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)」と題する文書
- (2) 大蔵省国有財産局管理課が作成した昭和40年4月6日付け「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り進め方について」と題する文書
- (3) 外務省作成の昭和40年4月12日付け「各省打合会議メモ」と題する文書
- (4) 外務省作成の昭和40年4月13日付け「経済協力関係打合せメモ」と題する文書
- (5) 大蔵省作成の昭和40年4月12日付け「要望事項」と題する文書

2 通し番号1-126の文書の不開示部分は、次の部分にあり、上記(3)及び(4)の文書中にあり、いずれも、財産・請求権問題に関し、朝鮮簡保特別会計預かり金、残余財産朝鮮人分、未払額、有価証券、在外資産等の試算金額が具体的に記録されている。

- ① 10ページ(一10一) (以下「不開示部分①」という。)
- ② 11ページ(一11一) (以下「不開示部分②」という。)
- ③ 13ページ(一13一) (以下「不開示部分③」という。)
- ④ 21ページ(一21一) (以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 26ページ(一26一) (以下「不開示部分⑤」という。)

(乙A268)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-126の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A268）により認められる不開示部分の前後の記載の内容によれば、通し番号1-126の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

朝鮮簡保特別会計預り金の金額

(イ) 不開示部分②

閉鎖機関及び在外会社の処理に関し、⑦引当財産を留保したもの、④
残財産の朝鮮人分、⑧朝鮮人分債務（日本中の会社）の各金額

(ウ) 不開示部分③

国債のうち登録分に係る未払額

(エ) 不開示部分④

保管有価証券の金額

(オ) 不開示部分⑤

在外会社に関し、⑦供託された引当財産、④在日朝鮮人分株主権等に
係るもの、⑧韓国人未払貸金の各金額

イ そうであるとすれば、通し番号1-126の文書の不開示部分に記載さ
れている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する試算額で
あり、(別紙7)で認定した金額と同一又は同程度のものを含んでいる可
能性が否定できないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書
の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書によ
り既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がない
ことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられ
る余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化
等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれ
ば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握
し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉
上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-126の文書の不開示部分に記載されている
情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報
公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-126の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-126の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-126の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-127

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-127の文書(文書1314)は、次の内部文書等によって構成されており、財産・請求権問題に関しての日本政府の見解及び対処方針の検討過程並びに昭和40年6月に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案が記録されている。

- (1) 外務省が作成した昭和40年4月17日付け「処理方針」と題する文書
- (2) 外務省条約局が作成した昭和40年4月19日付け「財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」と題する文書(2通)
- (3) 外務省条約局が作成した昭和40年4月20日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」と題する文書
- (4) 外務省条約局が作成した昭和40年4月24日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力のための日本国と大韓民国との間の協定(案)」と題する文書

2 通し番号1-127の文書の不開示部分は、次の部分であり、いずれも同一内容が記載されており、具体的には、政府部内で検討されていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権のうち、朝鮮総督府所管の簡保、供託及び地方債等についての日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

- ① 28ページ(-28-)の7行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 87ページ(-87-)の約7行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 101ページ(-101-)7行目から102ページ(-102-)5行目まで(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 108ページ(-108-)9行目から109ページ(-109-)5行目まで(以下「不開示部分④」という。)

- ⑤ 118ページ（-118-）8行目から119ページ（-119-）5行目まで（以下「不開示部分⑤」という。）

（乙A275）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-127の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号 1-127 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A275）。

a 不開示部分①以前に綴られている文書

不開示部分①を含む文書の前には、次の文書等が綴られている。

(a) 昭和40年4月17日付け「処理方針」と題する文書

当該文書の概要は、下記のとおりである。

記

一 請求権解決の対象

(一) 地域的範囲

(二) 人的範囲

(三) 時間的範囲

二 請求権解決の処理

三 総督府事業の承継問題

(方針)

総督府の行政事務及び事業は朝鮮側が全て引き継いだこととし、簡保、郵貯等の朝鮮人分は日本国政府としては今後一切関知しないとの立場をとる。

(問題点)

1 特別会計として日銀に存在する総督府財産を国内措置として処理し得るかどうかの問題があること。

2 朝鮮側承継者が大韓民国政府であるとの立場をとってよいかどうかの問題があること。

四 海底電線の処理

(b) 昭和40年4月19日付け「財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書

当該文書の概要は、下記のとおりである。

記

一 解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一) 地域的範囲

(二) 人的範囲

(三) 時間的範囲

二 解決請求権の処理

三 解決請求権の帰属

四 総督府事業の承継問題

総督府の行政事務及び事業は大韓民国政府が引き継いだこととし、簡保、郵貯、供託事務等の朝鮮関係分は日本国政府としては今後一切関知しないとの立場をとる。

五 海底電線の処理

b 不開示部分①

不開示部分①は、昭和40年4月20日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一) 地域的範囲

(中略)

(二) 人的範囲

(中略)

(三) 時間的範囲

(中略)

二 解決請求権の処理

(中略)

三 解決請求権の帰属

(中略)

■■■不開示部分①■■■

五 海底電線の処理

(中略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和40年4月27日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一) 地域的範囲

(中略)

(二) 人的範囲

(中略)

(三) 時間的範囲

(中略)

二 解決請求権の処理

(中略)

三 解決請求権の帰属

(中略)

四 ■■■不開示部分②■■■

五 海底電線の処理

(中略)

(六 平和条約第4条(b)の確認

(以下略)

c 不開示部分③

不開示部分③は、昭和40年4月28日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一) 地域的範囲

(中略)

(二) 人的範囲

(中略)

(三) 時間的範囲

(中略)

二 解決請求権の処理

(中略)

三 解決請求権の帰属

(中略)

四 ■■■不開示部分③■■■

五 海底電線の処理

(中略)

(六 平和条約第4条(b)の確認

(以下略)

d 不開示部分④

不開示部分④は、昭和40年4月28日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」と題する文書（右下に「各省に提示し、検討依頼」と手書きされているもの）中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一) 地域的範囲

(中略)

(二) 人的範囲

(中略)

(三) 時間的範囲

(中略)

二 解決請求権の処理

(中略)

三 解決請求権の帰属

(中略)

四 ■■■不開示部分④■■■

(五 海底電線の処理)

(中略)

(六 平和条約第4条(b)の確認)

(以下略)

e 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、昭和40年5月1日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 解決の対象となる財産及び請求権の範囲

(一) 地域的範囲

(中略)

(二) 人的範囲

(中略)

(三) 時間的範囲

(中略)

二 解決請求権の処理

(中略)

一 解決請求権の帰属

(中略)

四 ■■■不開示部分⑤■■■

(五) 海底電線の処理

(中略)

(六) 平和条約第4条(b)の確認

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-128の文書の一部開示部分には、昭和40年5月1日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」と題する文書が引用されており、その内容は、(別紙5)通し番号1-128の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定したとおりであるところ、このうち不開示部分に相当する部分は、下記のとおりである(乙A123[-170-]参照)。

記

四 総督府所管の簡保等

総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-127の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも同一の内容であるところ、

日本政府部内で検討されていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保、供託及び地方債等についての具体的な対処方針であり、通し番号1-128の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言を含むものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-127の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分は、他の行政文書（通し番号1-128の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

その余の部分については、日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は

推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-127の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分については、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、当該文言部分については、仮にこれが一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（上記文言部分以外の部分）については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-127の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分以外の部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3

号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-127の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分以外の部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-127の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

- (1) 「総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる」との文言部分
- (2) 上記文言部分以外の部分

(別紙5) 通し番号1-128

第1 前提事実(各論)

通し番号1-128の文書(文書1316)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説十二」と題する内部文書中の「XIII 条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する項目の「3. 請求権及び経済協力問題」、
「4. 在日韓国人の法的地位問題」、
「5. 文化財問題」と題する部分及び目次部分であり、上記各問題の概要、討議の経緯、日韓双方の主張の内容及び将来的な課題等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 170ページ(-170-) 約4行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保、供託及び地方債等について日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

② 174ページから176ページまで(-173-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

これは、請求権協定の日本政府案の作成過程でされた議論の概要並びに議論の過程における財産・請求権問題に関する日本政府見解が変遷した経緯等が記録されている。

③ 284ページ(-281-) 約6行分、285ページ(-282-) 3行分、288ページから290ページまで(-284-に「次ページ以下3ページ不開示」)、291ページ(-285-) 2行分、292ページ(-286-) 5行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、いずれも、文化財問題に関し、韓国側に対して引き渡すか否かを検討する文化財の選定基準等が記録されている。

(乙A123)

第2 当事者の主張の要旨

1. 被告の主張の要旨

(1) 不開示部分①及び不開示部分②について

通し番号1-128の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 不開示部分③について

通し番号1-128の文書の不開示部分③に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関しての日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）

2. 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書

による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A123, A275)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-128の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。

a 不開示部分①

不開示部分①は、外務省条約局が昭和40年5月1日付けで作成した「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」と題する書面にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

四 総督府所管の簡保等

総督府所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人請求権に関しては日本に対しては請求し得ないものとなる■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②

不開示部分②は、「(B) 請求権の消滅事項問題」の「(1) 関係各省との協議」の項にあり、その直前には、㊦ 外務省は、4月28日付けで基本方針案と協定案を作り、それを総理府(恩給局, 審議室), 大蔵省(理財局外債課), 法務省(民事局第4課), 郵政省(貯金局, 簡易保険局), 水産庁(総務課), 厚生省(援護局), 労働省(国際労働課), 文部省(著作権課)に配付してこれらの意見を

基に修補し、5月1日、4日に法制局で審議を行い、その後更に法制局、大蔵省（外債課、主計局法規課）、法務省（民事局第4課）について意見を求めたのち、5月7日の牛場審議官の下の省内会議の検討を経て、下記の日本側原案を作成したこと（乙A123[-161-~-163-]）、① 5月1日の法制局審議には、法制局長官が出席していたこと（同[-172-及び-173-]）、② 上記①の点について、佐藤審議官は「日韓条約の関係で法制局の審議の際（5月1日）、法制局長官が出たのはこの第2条の審議だけである。その理由は第1に、第2条に関して国内立法を必要とする可能性があったことと、もう一つは、これに関する省が多くあったからである。自分たちの考えとしては、国内立法を必要とすることになれば法制局を原局としてやってもらわねばならない。それには最初から法制局を引きずり込んでおいて最後は向こうに押しつけようと思っていた。こちらはonce for allで全部の請求権をつぶそうと考えだったから、つけおとしがあってはいけない。権利のあるものは日本の国法上の権利だから日本の法律をよく知っている法制局のようなところでないとわからないという意味もあった。」と述べたこと（同[-173-]）が記録されており、不開示部分②の直後には、③ その後、大蔵省、外務省条約局でも検討を繰り返し、法制局を加えて審議し、5月24日に第2条案を作成したところ、佐藤審議官は「ここで処分権の考え方がいわゆるこちらは文句をいわないという考え方に変わっている。契機になったのは、どうも19日の法制局審議のようだ」と述べたこと（同[-174-及び-176-]）、④ 5月24日の案をもとに各省関係官の会議を開いて案文の可否と個別立法についての各省の意見を加えて補正し、5月31日に韓国側に提示された協定案の第2条となったこと（同[-176-]）が記録されている。

記

第2条(案)

- 1 両締結国は、この協定の署名の日に両締結国及びその国民の間に存在するすべての財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたものとみなすことに合意をする。
- 2 いずれの一方の締結国も、他方の締結国の有効な支配の下にある領域における施政当局がその管轄の下にある当該一方の締結国及びその国民の財産、権利及び利益についてこの協定の署名の日までに執った措置の効力を承認し、その措置の対象となった財産、権利及び利益についてのすべての請求権を放棄する。
- 3 この条のいかなる規定も、1945年9月2日の後この協定の署名の日までに成立した契約その他の法律関係により取得された財産、権利及び利益並びに請求権に影響を及ぼすものと解してはならない。

(合意議事録で確認する事項)

- (1) 請求8項目の消滅
- (2) だ捕漁船請求権の消滅

c 不開示部分③

不開示部分③の前後の記載は、下記のとおりである。

記

韓国側の要求している品目のうち東京国立博物館所蔵のものについては、東京国立博物館から文化財保護委員会事務局あてに提出されたリストがあり、それが1963年6月に文化財保護委員会事務局松下美術工芸課長から針谷文化事業部長に対し渡されていた。■■■不開

示部分③■■■

また、「返還請求韓国文化財目録」の中にある山口市の寺内文庫の書籍については、63年5月24日に前田北東アジア課長が出張して調査しその目録を入手していた。（これについては、その後64年4月7日に前田北東アジア課長は上京中の橋本山口県知事と会談して橋本知事からその贈与にできる限り協力する旨回答を得ており、その後外務省は65年4月5日～8日、田川文学博士と森田事務官とともに山口県に出張させて寺内文庫本の学術的調査をし、「桜圃寺内文庫朝鮮本調査報告」を作成しており、一方、同年3月25日和田山口県副知事は外務省を来訪、針谷文化事業部長と会談して、針谷文化事業部長から寺内文庫中の県有のものの一部の贈与について協力を依頼したところ、同夜橋本知事から諒承する旨電話で回答があった旨伝えられていた。）

63年7月23日、外務省は次の引渡品目第一次試案を作成した。

■■■不開示部分③■■■

東京国立博物館所蔵のものに関する引渡品目について、64年2月6日文化財保護委員会事務局、東京博物館と外務省側との会議が開かれた際に、引渡品目の提示は外務省としては他の会談の進め方と関連している事情について説明し、また「提出する案は最終案に近いものを準備し、その案が合理的なものであることにつき政府内の上層部にもよく理解させる努力が必要であろう。■■■不開示部分③■■■」
続いて文化保護委員会事務局側から改めてC案について説明し、

「韓国側請求目録中

(1) 朝鮮総督府により搬出されたもの

3 慶州皇吾里第16号噴出土品

(2) 総監及び総督等により搬出されたもの

1 伊藤博文高麗陶磁103点のうち85点

(3) 日本国有のもの

1 慶尚南北道所在墳墓その他遺蹟から出土したもの280点のうち約160点

2 高麗時代墳墓その他遺蹟から出土したもの184点のうち約80点

(5) 個人所有のもの

4 石造美術品

(イ) 石造多羅菩薩座像, (ロ) 獅子

なお、(1)の1梁山夫婦塚出土品については、以前、韓国側にそのリストを渡しているが、古代考古学研究のため好資料であり、韓国に類似したものがあるので、関係者は絶対に渡すことを望まないものである」と付説した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 請求権協定の試案の変遷等の状況

通し番号1-127の文書の一部開示部分には、昭和40年6月に日韓間で締結された請求権協定及びこれに関連する交換公文等に関し、昭和40年4月頃から同年6月までの間に日本政府部内で検討された当該協定等の試案の変遷（韓国側の案も含む。）が内閣法制局での討議（乙A275[-133-以下]）及び各省会議（同[-203-以下]）の様様や大蔵省その他の省庁の具体的見解（同[-175-以下]，[-219-以下]）等も含めて記録されている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-128の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保、供託及び地方債等についての日本政府の具体的な対処方針

(イ) 不開示部分②

請求権協定の日本政府案の作成過程でされた議論の概要並びに議論の過程における財産・請求権問題に関する日本政府見解が変遷した経緯等

(ウ) 不開示部分③

文化財問題に関し、韓国側に対して引き渡すか否かを検討する文化財の選定基準等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-128の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(イ) 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の対処方針又は見解等の具体的内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、日本政府部内で検討された日

本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-128の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-128の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-128の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2. 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-128の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-129

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-129の文書(文書1348)は、外務省が作成した次の内部文書等によって構成されており、韓国が主張した対日請求権のうち、朝鮮総督府の債務、在韓日本人の日本への送金、韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目の概要並びにそれに対する日本政府の見解及び対処方針が記録されている。

- (1) 昭和36年2月11日付け「韓国請求権検討参考資料(未定稿)」と題する文書
- (2) 昭和36年2月13日付け「韓国請求要綱参考資料(未定稿)」と題する文書
- (3) 昭和36年2月22日付け「韓国請求要綱参考資料(未定稿)」と題する文書
- (4) 昭和36年4月10日付け「韓国請求要綱参考資料(未定稿)」と題する文書

2 通し番号1-129の文書のうち、不開示部分は、次のとおりである。

- ① 8ページ(-8-)約2か所、9ページ(-9-)4か所、10ページ(-10-)2か所、11ページ(-11-)1か所、13ページ(-13-)2か所、14ページ(-14-)約6行分、15ページ(-15-)1か所、16ページ(-16-)2か所及び2行分、17ページ(-16-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、19ページ(-18-)約3行分、20ページ(-19-)3行分、21ページ(-20-)1行分、26ページ(-25-)4か所、29ページ(-28-)約1ページ分、30ページ(-29-)約1ページ分、31ページ(-30-)約7行分及び1か所、32ページ(-31-)3行分、33ページ(-32-)約

2行分及び2か所（以下、これらを併せて「不開示部分①」という。）

これらは、いずれも、朝鮮総督府の債務関連の請求権についての政府部内で試算された具体的な項目又は金額等が記録されている。

② 35ページ（-34-）2か所、36ページ（-35-）1か所（以下「不開示部分②」という。）

これらは、いずれも、在韓日本人の日本への送金関連の請求権について政府部内で試算された具体的な金額が記録されている。

③ 46ページ（-45-）下半分部分、48ページ（-47-）約7行分、49ページ（-48-）1か所、50ページ（-49-）6行分、52ページ（-51-）4か所、54ページ（-53-）1か所及び下半分部分（ただし、下半分部分のうち一番左の列には情報公開法5条2号による不開示部分があるが、これらは本件訴訟の対象外である。）、56ページ（-55-）4行分、57ページ（-56-）8行分及び3か所、58ページ（-57-）7か所（ただし、「五、(1)」及び「同(2)」の右側本文中の不開示部分は同号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。）（以下、これらを併せて「不開示部分③」という。）

これらは、いずれも、韓国本社法人の在日本資産関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目又は金額等が記録されている。

④ 60ページ（-59-）5行分、62及び63ページ（-60-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分）、64ページ（-61-）15行分、66ページ（-63-）8行分及び2か所、67ページ（-64-）2か所、68ページ（-65-）上段11行分、下段9行分、71ページ（-68-）上段5行分、中段4行分、72ページ（-69-）3か所、73ページ（-70-）2か所、76ページ（-73-）表中15か所及び1か所（以下、これらを併せて「不開示部分④」という。）

これらは、いずれも、韓国人の対日債権関連の請求権について政府部内で

試算された具体的な項目又は金額等が記録されている。

⑤ 78ページ（－75－）下半分部分（以下「不開示部分⑤」という。）

これらは、円系通貨（日本円を基軸として、日本円と連動させた通貨）の最終保持者に対する補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針案が記録されている。

⑥ 90ページ（－87－）1か所，94ページ（－91－）1か所（以下「不開示部分⑥」という。）

これらは、いずれも、財産・請求権問題に関する韓国人の在日財産及び朝鮮総督府に関しての日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

（乙A276）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-129の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算

によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A276）により認められる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-129の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分の概要

a 不開示部分①

朝鮮総督府の債務関連の請求権についての政府部内で試算された具体的な項目又は金額等

b 不開示部分②

在韓日本人の日本への送金関連の請求権について政府部内で試算された具体的な金額

c 不開示部分③

韓国本社法人の在日本資産関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目又は金額等

d 不開示部分④

韓国人の対日債権関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目又は金額等

e 不開示部分⑤

円系通貨（日本円を基軸として、日本円と連動させた通貨）の最終保持者に対する補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針案

f 不開示部分⑥